

平成26年度 第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会 会議録

- 日 時：平成26年6月26日（木） 午前10時～11時40分
- 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第3会議室
- 出席者：（五十音順・敬称略）
 - <委 員>
 - 安藤節子、遠藤乃理子、大久保砂織、桑田厚子、小嶋澄子、下條輝雄、高須都子、鷹野吉章、中山圭三、野本矩通、藤原源郎、村中輝、吉田ヒサ子、和田光一
 - <事務局>
 - 福祉保健部部长（川田）、福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、高齢者支援課長（石川）、地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹（安齋）、高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹（浦川）、障害者福祉課長（松下）、障害者福祉課長補佐（相馬）、高齢者支援課地域支援係長（楠本）、障害者福祉課事務職員（布目）、地域福祉推進課事務職員（渡部）、地域福祉推進課事務職員（飯泉）
 - 株式会社生活構造研究所（青木、佐藤）
- 傍聴者：3名
- 議 事
 - 1 開会
 - 2 議題
 - （1）会議録の確認について
 - （2）府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について
 - 3 その他
 - 4 閉会
- 資 料
 - 資料1 平成26年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録
 - 資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 素案
 - 参考資料1 現行計画と次期計画（案）の事業対照表
 - 参考資料2 見直し施策・事業と新規施策・事業

1 開会

事務局： 皆様おはようございます。ただいまから平成26年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催いたします。本日の会議は、委員15名中14名のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

議題に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前送付資料は、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2でございます。本日お配りしている資料は、本日の議事次第のみでございます。資料は以上でございます。本日の審議会では、計画素案の内容について、とくに第5章の計画の目標に向けた取組につきまして、委員の皆さまにご検討いただく予定としております。

次に、本日の会議でございますが、視覚に障害にある委員と、聴覚に障害のある委員がいらっしゃいますので、発言の際には、挙手をしてお名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

本日の審議会は、傍聴希望の方が3名いらっしゃいます。入場していただいておりますでしょうか。

(異議なし)

事務局： それでは、傍聴希望の方に入場していただきます。続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 会議録の確認について

会長： 皆さんおはようございます。それでは議題に入りたいと思います。まず資料1の会議録の確認でございますが、何か修正あるいはご質問等ございませんか。

事務局： 会議録でございますが、音声の会議録について、事務局の処理が遅れておりまして、本日、委員にお渡ししたところでございます。委員にご確認いただいた上で公開という手続きを取らせていただきたいと思いますので、今回若干手続きにお時間をいただくこととなりますが、ご了承いただければと思います。申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。

会長： 会議録ですが、音声の会議録の確認をした後で、最終的に了承というかたちらせていただければと思います。よろしいでしょうか。では、2つ目の

議題に入りたいと思います。

(2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について

会 長： 資料2の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の素案について、事務局から説明をお願いいたします。なお第5章は目標5までございますので、まず目標2までで区切りまして少し意見をいただいて、そのあと目標3から目標5というように進行させていただければと思います。

本日はこの素案について論議をしまして、委員からのご意見、ご指摘をもとに修正した素案を次回の審議会に出していただきます。次回の審議会でも、再度、素案について論議をしまして、最終的な案にしていくという流れでございまして。今日いきなり素案を確定するというわけではございませんので、この審議会ですべて意見を言いながら素案をしっかりとつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より、資料2の第5章の目標2まで説明。)

会 長： 資料2の56ページから74ページには、第5章の計画の目標に向けた取組についての考え方が書いてあります。これについては、この審議会ですべて論議したものです。56ページから74ページまでを確認をした上で、第5章の目標1、目標2について確認をさせていただければと思います。

それで、参考資料1でございましてけれども、現行計画の事業と次期計画の事業案の対照表です。例えば、1ページ目の現行計画の目標1・方針1・施策1・事業番号1の「生活問題の実態把握」は、次期計画では、目標1・方針4・施策2の「生活問題の実態把握」という事業と対応します。資料2では80ページに載っています。現行計画と次期計画では、同じ事業でも、目標や施策の番号が違いますので、現行計画を基準に、現行計画の事業が次期計画のどこに載っているのかをまとめたものです。

参考資料2は、見直し事業と新規施策の事業をまとめたものです。現行計画が左側に書いてあり、右側に見直しをした次期計画での事業案が書かれています。例えば、現行計画の目標2・方針1・施策1「日常生活の支援」の事業3つは、次期計画では「多様な主体による生活支援の推進」という事業に統合されています。資料2では84ページに載っています。このように現行計画と次期計画の事業の対比をしながら見ていただければと思います。

それでは、まず、資料2の56ページから74ページまでの間で、確認を含めて何かご意見はございますか。

56ページの③のところに、障害者虐待の件数が、黒丸で●●件となっておりますが、これは24年度の数字が出てから記載するということですか。

事務局： はい。こちらにつきましては次回お出しできればと考えております。

会長： 56ページの(1)の①に「相談窓口のワンストップ化と関係機関の連携」とありますけれども、「ワンストップ化」というのはわかりますか。われわれは何気なく使っているのですけれども、資料2の中にそういう言葉がいくつかあって、市民の方が読んだときに理解できるのかどうか。例えば、ワンストップは「一元化」というような日本語に直すなど、もう一度言葉づかいを見ていただいて、わかりやすい言葉にしていただければ有り難いと思います。その辺について皆さん、いかがでしょうか。ぜひその辺の確認をお願いします。ご意見等何かございますか。

74ページまでは、今まで審議会で論議してきたものを文章化したということです。再度、次回もこの辺を含めて検討しますので、それでは第5章の目標1と目標2について、ご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。

委員： 76ページの(1)の②に「総合相談窓口の整備」とありますが、職員はどの部門から出られるのでしょうか。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： 総合相談窓口の担当ということでございますが、現時点では、福祉部門を中心に構築するということで考えております。当然、福祉に収まりきらないようなものも、相談の中に出てくると想定されますので、関係部署とも緊密に連携が取れるような仕組みをつくっていくということで考えております。

委員： 同じく「総合相談窓口の整備」についてですが、71ページの重点施策の(2)の②にも出てきています。71ページでは「市役所内に総合相談窓口を整備します」となっていますが、76ページの総合相談窓口の事業内容に書かれている「整備」というのは、市役所内1か所のことを意味しているのですか。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： 基本的には今回の計画では、最初に市役所の中につくるということを考えています。総合相談は、一元的に、課題の把握から、ある程度の解決に向けての支援を想定しておりますので、それなりの人員を整える必要が出てきます。地域とどうつないでいくかということも含めて考えていくことになるかと思いますが、まず市役所内に1か所つくりたいと考えております。

会長： よろしいですか。

委員： 高齢者にしても、障害のある方にも、なかなか市役所まで行かれない

方も多くて、そういう方のために、なるべく身近なところで相談できるような流れがあったかと思いますので、一か所にとということでは、実際にどのような方たちが利用できるのかなと思います。地域に来られた方と総合相談窓口との連携ということは必要になってくるだろうと思います。

会 長： その点は、考えていただくということでもよろしいでしょうか。

委 員： そのところでも重なる部分があるかと思いますが、57ページの⑥の「福祉サービスの質の向上」という部分と、81ページの(5)の「福祉サービスの質の確保」というところで、ここでいう福祉サービスとは何ぞやということなのですが、高齢のみに特化したような表現がちょっと目立っているような気がします。例えば、障害分野も支援事業所が市内6か所ぐらいあり、それぞれサービス等利用計画案を作成しているとは思いますが、おそらく今後は、高齢、障害問わず、サービス事業者に関しては、サービスの質の確保が求められると思いますので、福祉サービスそのものの定義づけといいますか、例えば、57ページでは「介護保険サービス」と明確にサービス名が載っているのですけれども、例えば、障害者総合支援法の部分の表記があってもしかるべきなのかなとも思います。81ページは、高齢分野のことを想定しての表現かと思いますが、その辺りの確認をお願いしたいと思います。

会 長： 事務局、お願いします。

事 務 局： ご指摘がありましたとおり、「福祉サービスの質」というところでの福祉サービスには当然、介護保険サービスや、障害者総合支援法に基づきます障害福祉サービスというのも射程範囲に、また保育サービスなど子育て分野についても射程範囲に入っております。記載が高齢分野を事例に挙げている場合が多いため、高齢に偏っているような印象を与える部分がございますが、精査した上で、誤解を与えない表現に変更していきたいと考えております。

会 長： 委員の指摘のとおり、確かにこれを読みますと、高齢関係が主力になっていきますので、ぜひ障害関係、それから保育サービスなどもしっかりと記載をお願いしたいと思います。

ほかにご質問はございますか。とりあえず、続いて目標3、4、5と進めまして、それでトータル的に、質問等を含めて論議をしたいと思います。

では事務局から、資料2の目標3、4、5の説明をお願いいたします。

(事務局より資料2の第5章の目標3、目標4、目標5について説明。)

会 長： 第5章の目標3から目標5までの説明がございました。目標1、目標2も含めて、質問やご意見等をお願いしたいと思います。

委員長： 情報の提供に関してですが、これから例えば、協働やNPOの活動が盛んになってきたりする場合に、そういう情報を取るところの一元化ということを考えていただきたいと思います。例えば102ページの「バリアフリー情報の提供」というところも、「ホームページなどで」と書いてありますけれども、市のホームページに、例えば、福祉関係のポータルサイトをぜひつくっていただきたいと思います。

会長： 事務局、よろしいでしょうか。

事務局： 今ご指摘いただいた部分でございますが、市では子育て部門で、そういった取り組みを先行しております、府中子育てサイトふわっと、というポータルサイトを展開してきているところでございますが、高齢者福祉・障害者福祉については取り組みが遅れておりますので、先行事例も含めて、情報の一元化、取りやすさに配慮していくようなかたちで具体的に進めていきたいと考えております。

会長： そのほか質問等はございますか。

委員長： 「市民協働」という言葉がどんどん出始めています。私の場合は、審議会など、会合に参加する機会がありまして、町内会で話をしても、曲りなりに役員などは多少は協働について理解しつつあるのですけれども、こういう機会のない自治会の長の方たちは悩んでいることがあるのです。協働とはどういうことか、ということをお私に聞きにくるのです。91ページに多様な人材の育成ということが出ておりますが、ぜひ早急に人材をつくっていただきたいと思います。自治会などに出向いてもらう等、協働についての市民の参画を促すような対策を早急に取りないと、来年度から始まるこういう計画に間に合わなくなるということがありますので、至急お願いしたいというのが私の思いです。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： 今ご指摘いただいた部分につきましては、市民協働の部署でそういった取り組みをすでに始めておまして、昨日も、市長も交えてのシンポジウムを開催いたしました。市民への啓発や情報提供の機会をつくってはいるところでございますが、ご指摘のとおり、なかなか具体的なものとしてみないとかわりにくいというご指摘や、市の先行的な部分があるのは否めないところでございます。現在、市民協働の部署では、市民や市職員向けの研修で、協働とは何かということ、他市の先進事例等を含めて啓発活動を行っているところでございます。こういった取り組みを、さらに広げていくことが必要と

考えておりますので、市民協働の部署とも一緒に動いていきたいと考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： 私も昨日のシンポジウム「ふちゅうのまちの幸福論」を聞かせてもらいました。若いコーディネーターが、どんどんお話ししてくれたのですけれども、若いですからね、行動力もあって、素晴らしいのでしょうか、やはりわれわれが関係しているのは、どうしても高齢者が多くなりますので、高齢者にも合った市民協働の動き方をお願いしたいと思います。よろしく願います。

会 長： その辺も含めてお願いしたいと思います。ほかに何かございますか。

委 員： 82ページの目標2の(1)の①健康づくりへの支援というところですが、府中市では以前、保健センターで特定健診や総合健診をやっていました。それは事業仕分けで廃止になりまして、府中市では個人で健診を受ける医療機関が1つもないような気がします。探してみたのですけれども見つからなくて、稲城市で総合健診をやっているところがありまして、そこへ総合健診に行きました。仕分けでなくなってしまったのでしょうか、もう少し受益者負担を多くしても、市で行う総合健診を復活したらどうかと考えています。市の総合健診で、非常に多くの方が胃がんを早期発見して、治られた方も多々います。非常にいい施設がなくなってしまったのは残念なので、復活の見通しはないのでしょうか。

会 長： 事務局、願います。

事 務 局： 人間ドック事業につきましては、市の直営で保健センターで行っていた人間ドックが廃止になっております。理由としましては、機器がかなり老朽化しているということがありまして、なかなか経費的に難しいということもあったのですけれども、実際に、一部の健診しかできていない状況でしたので、最近、民間の施設での人間ドックが充実してきていますので、そちらを利用していただいたほうが効率的だろうという判断のもとで、市の直営の人間ドックは廃止した次第でございます。

その代わり、現在は、20歳以上の市民の方を対象に1万円の助成制度を設けております。助成を受けるために必要な検査項目がありますが、この助成制度を使って民間の様々な健診メニューを持っている人間ドックを受診していただくということです。助成制度の周知をしまして、受けやすい体制を整えていく必要があると考えております。

会 長： よろしいでしょうか。

委 員： 府中市の医療機関では、その総合健診を行ってくれるところはないと思うのですが、どこか協力をお願いできないものでしょうか。総合健診を受けると大体6万から7万ぐらいかかるのですね。それで国の健保でやると3万円ぐらいでできるのですよ。ところが、府中市でそれをやってくれる医療機関が、国の健保のではないと思うのですが、どうなのでしょう。

事 務 局： 健保で人間ドックを受けることのできる医療機関につきましては、申し訳ございませんが事務局では把握しておりません。市の助成制度を受けるために必要な検査項目を含む人間ドックを行っている医療機関は、市内にございます。健保などの助成制度を利用せずに、そこでお受けになっていただいて、市から1万円の補助を受けることができるということは聞いております。

委 員： そうしますと、広報で、どこの医療機関かということを出していただければと思います。

事 務 局： 民間の事業者ということで、どこがやっているということは広報しておりませんが、担当の保健センターでは、どういうところでやっていますかという問い合わせがあった場合には、何か所かご案内しているということは聞いております。

会 長： よろしいでしょうか。そのほか何かご質問等はございますか。

副 会 長： 2つご質問したいと思います。1つは、91ページの目標4の市民との協働の推進のところ、(1)の②の地域福祉コーディネーター(仮称)の育成・配置について、もう少し具体的に、例えば、資格要件なり、能力なり、どのような人が地域福祉コーディネーターということになるのか、そして、どこに、どういったかたちで、どのくらいの人数が配置されるのかというような、より具体的な内容を教えていただければと思います。

もう1つは、93ページで、(2)の①に「支援ネットワークの推進」とありますが、地域福祉の推進では当然いろいろな関係者、関係機関、住民の連携・協働が大事なわけで、そういうネットワークをいろいろなかたちでつくっていくということが必要なのですけれども、全市レベルのネットワークなり、6地区ごとのネットワークなり、町内会・自治会単位でのネットワークなり、ネットワークというのは重層的につくっていかなければいけないだろうと思うのですけれども、ここではどういうレベルのネットワークを想定しているのかということをお訊ねしたいと思います。

加えて、全般的にいえるのですけれども、「ネットワーク」や「地域」という言葉が非常に多義的で、非常に曖昧な言葉ですので、できるだけ、例え

ば、「地域」というように使った場合に、その「地域」が、町内会レベルとか、小中学校区域だとか、ある程度ははっきりしている場合、なるべくはっきりした限定的な地域の説明を使ってもらおうと思います。以上です。

会 長： 加えて、87 ページに、「小地域活動の推進」とありますけれども、これは社会福祉協議会が中心になって行うシステムだと思います。市には福祉エリアが6地区あり、それと小地域でやっていく、あるいは、先程、副会長から質問がありました地域福祉コーディネーターの配置ですけれども、どの辺の枠で動くのか。これは、例えば、立川方式といわれる、地域包括支援センターを中心としていろんなシステムを組む流れもあるわけですし、豊中市のように大きなシステムでやっていく方式もあります。その辺も含めて、市としての考え方をぜひご提示願えればと思います。

事 務 局： 現時点での、事務局の想定という前提でお答えをさせていただきます。今後、実現化する中で若干変わってくるところがあるとは思いますが、その点についてはご了承いただきたいと思います。

地域福祉コーディネーターは、基本的には社会福祉関係の資格を持っている方を想定しております。社会福祉士などの専門職の資格や知識を持っていて、かつ相談支援業務に従事した経験がある方を想定しております。

その方を地域に配置するということではございません。事務局で考えている「地域」は、基本的に日常生活圏域、市の中でいくつかのブロックに分けて圏域を設定しておりますが、日常生活圏域ということで今考えております。現在、府中市では6つの圏域を設定しておりますが、まずモデルとして、最初に6つの圏域のうちの1か所か2か所に配置して、最終的に6か所というような方向で想定しておりますけれども、住民の交流を確保する上での圏域としてはちょっと広いというご指摘を以前からいただいておりますので、機能が充実していけば、それを分割して、さらにもう少し小さくというようなかたちで今のところは考えているところでございます。

実際にそういう方を、どこに配置するかということは、現在、未定ではございますが、例えば、先進市で事例がありました、地域包括支援センターですとか、あと府中市の場合は公民館機能のある文化センターがございまして、そういったところに配置して、圏域の住民の方と連携を図っていただく。そこから生活課題などがあれば、最初に申しあげました、市の総合相談につなげていくようなイメージを今考えているところでございます。

2つ目は、支援ネットワークのところ、圏域、地区、地域を、どう考えていくかというご質問でございまして、基本的には、ネットワークづくりということであれば全市的な部分ということもあるのですが、主な目標としましては、日常生活圏域を想定しております。あくまでも、地域、小地域の部分を充実させていこうというところを、この計画では行っておりまして、関連する社会福祉協議会の取り組みも、その圏域に着目して計画を

立てているというところがございます。

会 長： これについて中山委員、何かございますか。

委 員： 先程、事務局がおっしゃったとおりですけれども、理想は中学校区域、もしくは、小学校区域に1つといわれております。ですので、われわれとしても現在、確かに6地区ですと非常に広すぎますので、やはり人口規模でいうと1万人規模で1か所ぐらいというところを大前提に、27年度以降、モデル地区を設置する中で、その1万人というのは1つのまちの単位として、あるまちを想定しまして、社協としては動いている次第です。

1つのまちそのものを地区社協という捉え方をして、その中に地域福祉コーディネーターを配置して、モデル的に積み上げていこうと現在は考えている次第です。具体的な説明などが必要であれば、また述べさせていただきたいと思います。

会 長： おそらく27年度以降は、この辺が目玉になっていくと思います。地域包括のシステムからいうと、日常生活圏域の範囲は、30分で駆けつけられる範囲で設定されています。具体的には、中学校区に1か所となっています。その辺を目途にシステム化していくのかなと思いますけれども、その辺も含めて府中市もちょっと考えていただいて、具体的に確認をさせていただければと思います。ほかに質問等はございますか。

委 員： 93ページの支援ネットワークの推進というところですが、②の「関係団体等への支援」に、民生委員活動への支援と書いてありますが、これから次の改選期までに、いろいろ事業を行っていただけたら本当に助かります。今はお勤めしている方が多くて、なかなか民生委員を引き受けていただけないのですね。ですから、ぜひこの事業を実現していただきたいと思います。

民生委員として地域の町会や自治会の方と連携を取るということも大変大切なことだと思っていますので、そういう機会をぜひこれからも支援していただきたいと思います。

会 長： 民生委員活動への支援について、地域ごとに民生委員が欠けているということは普通ならあり得ないことなのですが、その辺も含めてしっかり支援をしていただければと思います。

委 員： 今回まとめていただいた素案で、特に障害者対策に関しては、かなり前進したものが出来上がっているなという印象を受けました。ただ、それが実際に、具体的にどのように実施されていくのかを、私ども障害者としてはそれを利用する立場なものですから、今後、それが具体的にどのようなかたちで実施されていくのかをしっかりと見守って、また、それなりに要望を出してい

きたいと思っています。

会 長： 確かに、現在作っている計画は27年度から実施されますけれども、計画の策定後に、実際に計画の事業ができていくかというフォローアップも含めた確認をしっかりしていかないと、また新しいシステムができないということになります。ぜひその辺も含めて、計画に盛り込んでいきたいと思っています。よろしいでしょうか。

委 員： 根本的なことで恐縮でございますけれども、社会福祉協議会と、民生委員について、活動の内容というか、権限と申しましょうか、どこまでの活動を行っているかということをお聞きしたいのですけれども。

会 長： はい。事務局、お願いします。

事 務 局： まず、民生委員について簡単に役割をお話させていただきたいと思います。民生委員は、民生委員法という法律がございまして、それに基づきまして国から委嘱される方でございます。どんなお仕事をされているかといいますと、いわゆる福祉全般に関しまして、地域の方の相談にのって、それを例えば市役所なり、高齢者であれば、地域包括支援センターなど必要なところに、相談、困りごと、課題を整理してつないでいただくということが基本的な役割でございます。

府中の場合ですと、市内に全部で173名ということでお願いしております。欠員がいらっしゃる状況ですけれども、地域に、大体、町名単位で委嘱させていただいております。また、府中の場合ですと、社会福祉委員も兼務していただいておりますし、社会福祉協議会の事業の支援をいただいております。また、府中市の場合、敬老祝い金といって、ある一定年齢の方への御祝い金をお配りする制度があるのですが、配布のお手伝いをさせていただいたりですとか、福祉まつりというイベントの際にお手伝いをさせていただいたり、今の時期ですと、熱中症予防で高齢者の見守り事業のお手伝いをさせていただいたりしているという、市の福祉にとっては、なくてはならない存在でございます。

次に、社会福祉協議会の役割でございます。社会福祉法という法律がございまして、その中で位置づけられている民間法人です。具体的にどんなお仕事をされているかといいますと、ひと言で申しあげますと、地域づくりということになります。現在、市の地域福祉行政を支援していただくかたちで、行政の目の届かないような困りごとの相談を受けていただいたり、民生委員や関係機関との間をつないでいただいたりですとか、自治会での福祉活動への支援等をしていただくことが役割でございます。

また、府中の場合ですと、福祉施設の運営もお願いしております。例えば、しみずがおか高齢者在宅サービスセンターや、南町の心身障害者福祉セ

センターの運営もお願いしているところで、府中市に特化して、いろいろな福祉の活動をしていただく法人という位置づけになっております。簡単ですが以上でございます。

会 長： よろしいでしょうか。それでは、そのほかに何かございますか。

委 員： 私としては、災害のときの障害者、高齢者の支援をこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長： その辺については、重点的にやっていただくということでよろしくお願ひします。

委 員： 最近、子どもが死亡してしまったことが把握できないというようなニュースがありますけれども、それぞれの機関で把握をしていながら、それが連携できていないというようなことを目にするのが多くあります。この資料にも連携ということがたくさん書かれておりますけれども、NPO、地域、病院などから、たくさんの情報が上がってくると思いますが、きちんと連携をしていただいて、まとめたものが皆さんに配信できるように、窓口が一元化されて、いろんなところをまわらなくていいようにネットワークができれば本当にいいなと思ひております。

会 長： 連携と申しますと、わりと横の繋がりで行うということになると、責任はどこで取るのだという論議になってくる場合があります、その辺はきちんと行政がうまくコントロールすることが一番大事かなと思ひます。

それがニュースで聞くようなことになってしまうと、機能したネットワークがなかなかできないという状態になりますので、ぜひその辺も含めて考えていただければと思ひます。

委 員： まず災害時の要支援者の中に難病の方が入っていたので、これは明確化されてよかったと思ひます。当然、災害時要支援者名簿の中に入っているのかなと思ひたのですが、これで明確化されてやりやすいのではないかなという気もしました。

2つ目は、福祉サービス提供事業者の第三者評価は、とても大事なことだと思ひます。なかなか声をあげられない人や、声をあげにくい状況など、最近いろいろ問題が表面化して出てきていますが、ここはしっかりしたものができるといいなと思ひました。

3つ目は、小さい時から子どもたちの意識づくりというのでしょうか、福祉に対する、福祉というよりも、人というのでしょうか、人間のあり方とか、生き方とか、そういった面の年齢に応じた教育が継続的にされるといいなと思ひました。96ページの②の「福祉教育・啓発活動の推進」を本当に

気長に地道にと思いますが、今も行われているとは思いますが、やはり子どもの小さい時から心を育てるという点にも力を入れていただきたいと思えます。

会 長： 委員の希望も含めてぜひ考えていただければと思えます。第三者評価については、東京都が独自で行っているものです。インターネットで、とうきょう福祉ナビゲーションというサイトをみますと、保育所も含めて府中市の施設の評価が出ていますので、ぜひ見ていただければと思えます。

委 員： 71 ページに、「セーフティネットの充実」という言葉がありますけれども、これを日本語的な表現に変えていただくことは可能でしょうか。

事 務 局： 文章に横文字が多いですとか、福祉の専門用語が多くわかりにくい、というところで散々ご指摘をいただいている部分で、その最たるものの1つでございまして申し訳ございません。国でもセーフティネットという言い方をしているのですが、日本語に訳すと、いわゆる「安全網」というかなり硬い表現になってしまいます。ですから、例えば、「生活に困った時でも支えられる仕組み」など、わかりやすい表現を考えてみたいと思えます。

また、現行の計画の冊子と同様に、わかりにくい言葉には解説をいれた用語集を今回の計画の冊子にも入れたいと考えておりますので、そちらをご参照いただければと思えます。

会 長： そうですね。現行計画の冊子にも、最後のほうに用語の説明をつけてありますので、今回も同様にわかりやすくしていただければと思えます。

委 員： 80 ページの(4)生活困窮者の自立支援というところで、生活困窮者自立支援法に基づいてということを前提で書いてあると思うのですが、①の「生活困窮者の自立相談支援の充実」のところに、「プラン作成」とあります。これはどのような内容のプランなのでしょう。また、その下に書いてある「資源の開発」とは、何の資源を開発するのでしょうか。

それから、①の事業の3つ目に「就労支援準備事業の実施」とありますが、プラン作成とオーバーラップするのかなと感じました。働けないから自立できないのかなと思うし、働く準備をする方というのは、そういうプランになるのでしょうか。

それと4つ目の「生活困窮家庭の子どもの学習支援の実施」について、「みらサポ」というのは、未来サポートという意味ですね、子どものプランをどのようなかたちでサポートしていくのでしょうか。

会 長： 事務局、お願いいたします。

事務局： 生活困窮者自立支援法の中では、生活保護を受給する前に、生活に困った方から相談を受けて、自立できるような方策を一緒に考えていくことになるのですけれども、そこで計画、プランを作成することになります。どんなプランかといいますと、例えば、自分でハローワークに行き就職活動ができるような人、対人恐怖症などで支援がないとハローワークに行っても自分で状況を説明することが難しい人、朝起きて夜寝るといふ日常生活が崩れてしまっているような人というように、まず対象者の状態を判断しまして、状態に応じたプランを3か月や半年という期間で策定していく、ということになってまいります。一応、3か月とか6か月の有期で、例えば、技能習得が必要であれば技能習得の計画を立てて、求職者支援制度などのハローワークの支援等を使ってその講習を受けていただくなど、自立に向けた細かい支援の取り組み内容をまとめたものが、このプランというものでございます。

次に、そのプランに基づいて、いろいろな支援策を実行していくのですけれども、いろいろな「資源」が必要になってまいります。例えば、毎日のフルタイム勤務は難しいけれども、不定期であれば勤務できるような方に、協力していただける雇用主さんや働ける職場というのが「資源」というような考え方です。そのほかにも、福祉以外の制度で、例えば税を滞納してしまっている人に対して減免制度が使用可能か等、そういった支援に関する情報についても、ここでは「資源」ということで一括して書かせていただいておりますが、そういったものを想定しております。

就労支援準備事業につきましては、最初に申しあげたような、すぐにハローワークで就職活動をすることが難しいような方、例えば、生活習慣の見直しから入っていくというものですとか、面接を受ける訓練などが就労支援準備事業というものになります。あくまで「資源」の1つというような捉え方をさせていただければと思います。

子どもの学習支援につきましては、貧困世帯、低所得世帯の家庭のお子さんは、なかなか家庭で安心して勉強できる環境が整えられず、結局、教育を身に付けられずに、子ども自身も貧困者になってしまうというような事例がありまして、貧困の連鎖とか、子どもの貧困と最近いわれていますが、そういったものを防ぐ支援の1つで、貧困世帯、低所得世帯の家庭のお子さんに対して教育支援をしていくというものになります。以上でございます。

会長： よろしいでしょうか。そのほか何かございますか。

なければ、今日の論議をもとに、資料2を一部修正しまして、次回の審議会でも再度提出していただいて、論議をするということになるかと思っております。ぜひその間にもう一度目を通していただいて、いろいろな意見をまた再度確認をさせていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは3番目の議題に入りたいと思います。次第の3のその他ということで、事務局からお願いいたします。

事務局： 本日もご検討いただきました計画素案につきましては、ただ今、会長からもお話をいただいたところでございますけれども、委員の皆さまから意見をいただいた部分を含めまして加筆修正をしたうえで、次回の審議会で、素案の修正案を提示させていただく予定としております。資料2につきましては、引き続きご意見等を受けたまわりたいと思います。次回資料の作成の都合上、大変恐縮ではございますが、7月3日までに事務局にご連絡いただければと思います。委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、次回の審議会の日程でございますが、現在調整中ではございますが、7月17日木曜日、午前10時からの開催を予定しております。素案の修正案につきましては、委員の皆さまにご確認、ご検討いただくことを予定しております。また、時間的に可能であれば、現行計画の25年度実績のご報告もできればと考えておりますが、進行によりまして調整をさせていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

会長： 資料2の素案については、ご意見等ございましたら7月3日までに事務局にご連絡をとることでございます。次回、第4回の審議会ですけれども、7月17日木曜日、午前10時からということで、素案の修正案の確認をするということでございます。

それと同時に、現行計画の事業の25年度実績を、時間があれば報告していただくということで、まちづくりの部分の報告をお願いできたらと思っております。それでよろしいでしょうか。

それでは第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会をこれで終了させていただきます。どうも有り難うございました。